

## 武蔵野市補助金評価委員会第2回議事録

開催日時：平成20年7月14日（月）

午後3時30分から午後5時45分まで

場 所：武蔵野芸能劇場 小ホール

出席者 堀場勇夫委員長、青木宗明副委員長、高見慎和委員、萩野紘一委員、  
松井望委員、山田功委員。

青木事務事業見直し推進担当部長、高橋財務部長、山本企画調整課長、竹山財政課長ほか

### 1 開 会

○委員長 どうもお暑いところありがとうございます。武蔵野市補助金評価委員会、第2回委員会を開催いたしたいと思います。

本日の議事は、お手元に議事次第のとおり、「事務事業・補助金見直し委員会の検討内容について」、それから「補助金の状況について」、「補助金評価の基準について」。このような内容になっております。

前回、本日は、検討の手順から入ろうという話になっておりますので、議事の3番目に補助金評価の基準についてが入っています。

前回、今日ご説明いただく事務事業・補助金見直し委員会の内容、及び「新たな市政構築に向けて」という当委員会の前段階の委員会の冊子でございますが、その内容をまず勉強してからやったらいかかということになっておりますので、その順番で進ませていただければと思いますが、よろしいでしょうか。——それでは、何かございましたら、ご意見をいっていただいて結構でございます。

前委員会の「新たな市政構築に向けて」という冊子の10ページに、当委員会のある意味ではミッションといいますか、設置目的の基礎となっている文言がございまして、その目的を達するために本委員会は補助金に限定して検討を行うわけです。本日はまず前委員会でどのようなことが議論され、どこまで至っているかということをお勉強するということで、前委員会の事務事業の見直しも含めて、それから補助金を中心として、ご説明を事務方からしていただこうと思います。

○委員 補足で結構でございますけれども、現在までの経過というか、そのタイムラグが

もしあれば、補足して事務局のほうからあわせて説明していただいたほうがよろしいかと思えます。

○委員長 それでは、議事に従いまして、事務事業・補助金見直し委員会の検討内容について、青木事務事業見直し推進担当部長からご説明いただきます。よろしく申し上げます。

## 2 議 事

### (1) 事務事業・補助金見直し委員会の検討内容について

○青木事務事業見直し推進担当部長 それでは、議題となりました事務事業・補助金見直し委員会のこれまでの検討結果、検討内容についてということで、主に私のほうからは事務事業についてを中心に、どうなっているか。補助金については財政課のほうから、ご説明いたします。

資料1をお開きいただきたいと思えます。「武蔵野市における近年の行財政改革の取り組みについて」というタイトルの1枚目です。

事務事業・補助金見直しについては、ここには「平成17年1月」と書いてありますけれども、例えばどこかの市のように、借入金等で急に財政が悪化したことによって始まったということではなくて、さかのぼると前市長就任の昭和58年以来、いろいろな形で継続的に、都度都度、例えばバブル崩壊のような状況などに向けてやってきたところです。

近年について、その順番を追ってまいりますと、平成17年1月、武蔵野市行財政改革検討委員会を設けました。これはそこにありますように、市の第四期基本構想・長期計画策定のためのテーマ別会議で、17年度以降、10年スパンの市の行財政の状況を検討して、新規投資とか、そういったことについての判断材料にしよう。それから、地方分権がいろいろな形で改革の具体化が進んでいた状況の中で、三位一体改革等で武蔵野市の財政が今後どうなるんだということを踏まえながら、今後の投資活動等のあり方について検討していったというものです。

その後、平成17年3月に、総務省が「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」ということで集中改革プランというのを、ある意味全国一律に定めましょうということによってきています。この辺の経過、武蔵野市の、さっきも言いましたように、内在的な財政状況に端を発するという側面ももちろんあるのですが、国の分権を含むそういった財政改革の一連の流れの中でという動きの中にも、今回に至るものが位置づけられているのだということをご理解いただければと思えます。

平成17年10月に現邑上市長が就任して、その中の公約が「きっぱり市役所改革」とい

うことで、これはやはり不要不急の事業を見直すとか、補助金を見直すといったような内容が含まれておりました。

その就任直後なのですけれども、今後5年間の中期的な行財政運営の基本方針として「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」というものを策定しております。これは先ほど来、申しておりますように、地方分権の流れですとか国の集中改革プランの策定、先ほどの17年1月の行財政改革検討委員会の答申を受けて、今後の行財政運営について、こういった方向でやっていきたいと思いますという大綱を定めたものです。そこには、先ほど申しましたように、不要不急、役割を果たした事務事業の見直し、事務事業の減量化、効率化の推進、行政の担うべき役割の見直し等々の項目が掲げられております。

その後、半年ほどして、行財政改革を推進するための基本方針を受けて、集中的に急ぎ取り組むべき事項の実行計画として、武蔵野市行財政集中改革プラン、国がそういったものを定めなさいよと全国的に求めたということを受けまして、現在でも実施中の集中改革プランというものを策定して、先ほどいったように、事務事業の見直しだとか職員体制の効率化、そういった個々の実行計画を21年度までに取り組むべき事項として年次計画で掲げております。

そういった流れの中で、平成18年10月ですけれども、学識経験者4名、公募市民2名の方から成る事務事業・補助金見直し委員会を設置して、市のすべての事務事業及び各種団体等への補助金について、無駄がないか、役割を終えていないか等の観点から点検を行うということで事務事業・補助金見直し委員会を設置したものです。

先ほど来、説明していますように、行財政改革の推進の基本方針ですとか、集中改革プランにのっかって組織職員体制を含めて一定見直しを実行していたのですけれども、さらにそれに加えて、この際、その集中改革プラン等に記載していないものも含めて、市役所が行っている全事務事業、それから補助金について、原点から見直してみようというのがこの委員会の大きなミッションだったわけです。

19年11月、約1年余の検討調査を経まして、「新たな市政構築に向けて」という提言がまとめられたわけです。内容については、後ほど概略ご説明いたします。

先ほど、経過をというお話が委員のほうからございましたが、ではこの委員会からの提言、緊急にこの事業を廃止したらとか、縮小しては、というご提言がまとめられているわけですけれども、それをそのままその時点で市が実施しますということで丸々受けとめたということではなく、提言は提言として大いに参考にしつつ、その後の改革については、

もちろん最終的には議会のご判断をいただくものですが、経営主体としての市がまずこの提言を受けとめて今後どうするのだということで、12月に行財政改革検討会議というものを市の理事者、それから総務部長、財務部長、教育長といったところで立ち上げて、この提言の、この後の市の受けとめ方、扱いについてどうしようということで議論を重ねました。

その結果、12月、1月と、扱いについてどうするかというところを内部のトップレベルで検討しまして、平成20年2月、本部長が市長で、市長以下副市長、教育長、それから基本的にはラインの全部長が本部員として参加する武蔵野市行財政改革推進本部というものを設置しました。全庁的な協力態勢の下、一体となって行財政改革を推進していくという組織を立ち上げたわけです。本部の任務は、今後の行財政改革方針の策定及び実施についてということになっています。

補助金見直しについての提言内容は、また後ほど説明いたしますが、2月にその行財政改革推進本部がこの見直し委員会の提言を受ける形で立ち上がり、主に事務事業、その中でも、これはすぐにでも見直しを進めなさいという提言をこの委員会から受けた緊急見直し例示53事業について、4月から、検討、各課のヒアリング、現場調査等を含めて進めてまいりました。本日午前中に本部会議がございまして、この53事業のうちからすぐに対応するもの、実際はもう19年度なり20年度に実質対応して、例えば発展的解消としているものもございまして、すぐに対応するものは現段階では37事業あります。それから、中長期の対応、検討を要するもの、16事業に仕分けをし、すぐに対応するものについては、既に作業が始まっておりますけれども、平成21年度の予算の編成作業の中で具体的見直しについて検討し、最終的には理事者判断、議会審議等を経て見直しを実施していくということになっております。

その緊急見直し53事業につきましては、本日お配りした資料の一番後ろから5枚目、A4横の裏表の表です。「緊急提言として例示された事務事業整理表」、こちらに掲げられているものです。例えば裏面をめくっていただくと、34番として公立保育園運営。今、市立9園の保育園がありますけれども、その運営について、人件費を含めて22億円かかっている、そういったものについて見直し委員会の提言はアウトソーシングを考えなさいと。例えば民営化を考えなさいみたいな大きなものもあれば、48番、勤労者夜間水泳教室。これはかかっている予算が44万8000円です。週に何回か、第四中学校というところのプールを夜間開放して、1回20人ほどのサラリーマンの方が水泳の講座を受けている。

そういった大から小まで、事務事業からイベントまで各種含めて提言を受けているものについて、とにかく急いで対応するか、一定時間をかけて対応するか、例えば公立保育園運営のあり方なんていうのは、いろんなところで話題になっていますが、民営化するといったって、これは保護者の理解を得るのに一定年限必要ですし、職員はいますし、民営化といったっていろんな方向があるし、簡単にはいかないよというものと、例えば勤労者夜間水泳教室だったら受益者がそんなに多くはないし、休止しましょうといったような判断は比較的すぐできる。そういったものに今仕分けをして、具体的な方向性、縮小ですとか、他の事業に転換していくですとか、実施方法について委託しましょうとか、そういった方向で今後検討をしていくということにしております。

最初のペーパーに戻っていただきますと、53事業を含めて、この見直し委員会が主に事務事業について、どういった見直しをしたかといいますと、18年度予算をもとにすべての事務事業について、効率性ですとか公平性、有効性といった観点から、事務事業評価の手法をもとに活用、点検して評価しました。その内容については、報告書の33ページに概要が出ております。

その中で、区分①と、33ページとあわせてごらんいただければよろしいのですが、1216事務事業のうち、各課の自己評価によって見直しが必要とされた事務事業、これは庁内検討チームにより二次評価を行って、縮小しなさいとか委託したらという評価を行っております。これは冊子の73ページ以降に出ております。

この中に、さっきの53事業にピックアップされたものが幾つか含まれています。例えば21番。武蔵野農園維持管理。これは富山県にある友好都市に武蔵野農園という田があるのですけれども、そこからモチ米を送ってきている事業があるんですが、それが全然市民に見えていないじゃないかみたいな評価がされています。

あるいは、77ページの39番。安曇野市・南砺市の契約施設利用への助成。これは実は補助金にもかかってくるのですけれども、安曇野市も友好都市ですが、その公設宿泊施設に武蔵野市民が泊まった場合に補助を出しています、それについてはどうだろう、そういったそれぞれ評価を行ったものの幾つかが緊急53事業にピックアップされたということなのです。

もう1つ、ペーパーに戻っていただいて、区分②として自治事務、法定ではなくて各自治体の裁量によって、やるやらないを判断できる事務のうち金額が大きいもの、これが108事業ありました。内容については、この冊子の87ページからあります。例えば1番、季刊

誌発行。これは市のほうで年に4回、よく銀行には昔、PR雑誌が置いてありましたけれども、通常の市報と違って、市の歴史とか折々のトピックスについて掘り下げた冊子にして出しているもの。額は1400万円と、結構大きいです。それについては内部評価ではなくて、外部目線による評価。「委員会による二次評価」と書いてありますけれども、これは廃止したらどうかとか、そうしたものが58事業ありました。この中からも緊急見直し53事業に幾つか入ってきています。

最後は、上記以外のもの。これは「上記以外」と表現するしかない935事業。これは資料編の96ページ、1個1個の事業評価じゃなくて、他市ではこういう例がありますから、アウトソーシングしたらということで、さきほどの保育園とか学校給食運営を、他市はこうやっているから見直したらということで挙げられています。ここからも緊急に見直すべきという53事業の中に含まれるものが例示されまして、今、それについてまずどうするか取り組んでいるところです。

この評価手法につきまして、オーソライズされた目線ではないのですが、作業を進める中で感じているところが、A4の横の表で出てきますように、区分②のところをご覧ください。

さっきの事務事業評価の視点ということで、例えば市民の状況把握が不足しているとか、ニーズがないでしょうということですが、以下の『行政の関与』の『必要性』、「事業の『真の目的』」といったことでそれぞれの目線から、1つずつの事業を、手法として評価しているわけです。

ところが、今の行政評価のやり方として、ある意味主流になっていますのが、市の施策体系、みんなが生き生き健康に暮らせるまち、そういったビジョンを掲げておいて、そこに連なる施策体系の中で、まず合目的性を判断する。それを判断した上で、これは必要であると考えた事業については次に手法、職員が直接やるのかアウトソーシングかといった判断をしていくのが、ある意味、多くのやり方になっています。補助金もそういうところがあるのですが、その目線が、この事務事業・補助金見直し委員会の視点としては若干足りないのかなというところも感じているわけで、これはこの補助金見直し委員会の今後の考え方の1つの、どこから行くのだということの、もしかしたら材料になるのかなというふうに思っています。ちょっと長くなりましたけれども、事務事業・補助金見直し委員会の事務事業については、概略、以上のところです。

緊急53事業につきましては、委員からご指摘をいただいたのですが、これを本に出

したときは、人件費を除いて37億円という出し方をしていたのですが、先ほどの表は、議会にお出ししたときは、既にそのとき事務事業評価ができていましたので、単位人数を掛けて人件費も載せております。

○委員長 それでは、2番目の議題ということで、補助金の状況について、事務方よりご説明いただきたいと思います。

(2) 補助金の状況について

(3) 補助金評価の基準について

○竹山財政課長 説明させていただくのは、資料3としてA4判の『新たな市政構築に向けて』での補助金の考え方」というものと、A3の右肩に「資料4」の、それぞれ補助金でこういうのがありますよと類型化したもの。前回、経過年数という話がありましたが、この表だと経過年数がわからないものですから、別途資料5として経過年数だけを別に記載したものをお配りしております。

まず、「新たな市政構築に向けて」の補助金の考え方について簡単に説明させていただきますと、補助金は市が掲げる政策実施の手段の1つであるということでの評価が必要である。交付の対象としては、「必要性」として、この事業目的が公益に資するのか。市民にとっての課題・ニーズの解決に資するのか、事業の目的、目標、期限は明確か。創設から期限が経過しているものは引き続き前提となる行政ニーズが確認されているのか。市が関与・支援すべきものなのか。市の政策目的と整合するものか。補助対象への経済的支援は、真に必要なのかを、課題としております。

また、「公平性」としては、事業の実施により、特定の市民、団体のみではなく、不特定多数の市民に対しての影響が及んでいるのか。特定事業・団体、個人への補助の場合、結果として、支援対象の事業、団体の活動を過度に助長・奨励するものになっていないか。また、複数事業・団体、個人等への補助の場合、補助金の申請・審査のプロセスが開かれているかが、課題としております。

また、補助金を実施する状況としては、「有効性」として、事業の目的、目標への貢献、達成の状況は、客観的かつ明確か。

「妥当性」として、市の支援・負担の割合、支援内容は合理的かつ妥当といえるか。1人あたりに換算した支援の額が類似事業や社会通念と比較してどうなのか。

「効率性」として、補助以外の方法によって同じ効果が実現・達成できないか。事業の目的、目標への貢献、達成の状況を踏まえて、改善・工夫の余地はないか。「説明責任」と

して、補助金を受けた側で、補助対象となった経費の支出状況（決算）は広く公表されているのか、事業の目的、内容、手続は広く公表されているか。事業（補助）の効果は公表されているかを課題としております。

そして、この委員会の中で出された武蔵野市の補助金支出の問題点は、まず①として、補助金支出の長期化に伴い、形骸化しているものがあるのではないかと。その結果として、補助事業や補助金交付団体において補助金に過度に依存している体質が醸成されているのではないかと。また、補助金をもらっていることが既得権化しているのではないかと。真に必要な対象に対して補助がされているのかどうかということ。

②として、特定団体への補助金の支出が多いことの妥当性がわかりにくいという点。

また、③として、この上記の原因の一つとして、補助金支出に関する基準が明確にされていないことがあるのではないかと。評価や見直しの仕組みがないことも原因の一つではないかと。

これらの問題点を抽出する中で、補助金を類型別に分類をするということを行っております。「新たな市政構築に向けて」の99ページに「政策手段としての補助金の類型」というのがございます。お配りしている資料4の1ページ目の右側に「補助金類型表」という同じものがあります。この資料4をお願いいたします。

こちらの分類ですけれども、まず中分類として、この中では4つに分けているのですが、補助金を実際に区分けする中で「その他」をつくっておりますので、実際には5つに分けております。

Iの分類として、市が政策を実施する手段として、特定の事業・活動に対して交付するもの。IIとして、市が政策を実施する上で協働関係にある団体の運営・育成を支援するもの。IIIとして、市民生活の充実・保障のために個人等に対して交付するもの。IVとして、国、都が行う政策を実施する手段として団体・個人に対して交付するもの。「その他」、分類ができないものというふうに区分をしております。

それぞれ、Iの部類の中では、一定の協力、役割を果たしている活動・事業に対して、市として一定の負担・協力を果たすために交付するもの。これをI-1として分けております。2ページをお願いします。

上から2段目、武蔵野市防犯協会。その2つ下で武蔵野市青少年問題協議会地区委員会補助金、2つ下のテンミリオンハウス事業補助金。真ん中の、休日診療補助金など24件で、5億519万円。こちらが市の一定の協力を果たしていくことで事業に対して行うものとし

ております。

また、Ⅰの中のもう1つとして、特定の活動や事業等に普及・促進・啓発するために交付するもの。3ページ目になります。一番上の世界連邦運動協会運営費補助金。その次の原水爆禁止協議会補助金。真ん中の資源物の集団回収事業に対する補助金。そのやや下で武蔵野商工会議所事業費補助金。その下、武蔵野市商店会連合会事業費補助金。また、4ページ目も同じ区分で、真ん中より下の民間住宅耐震改修助成など、こちらの区分としては49件で、1億6796万円となっております。

次に、同じⅠの中での3番目の区分でございますけれども、こちらは代行的な役割を果たしていることに対する負担として交付するものとして、こちらはこの前の委員会で出ました市の共済会の交付金、その下リフト付タクシー運行事業補助金。真ん中の市政調査研究費。これは市議会議員の市政調査に関する費用。このようなものなどで、10件、7722万円程度がございます。

Ⅰの区分の中の最後、4番目として、市民サービスの充実・拡充として交付するもの。こちらは個人補助が中心になります。6ページ目の一番上。私立幼稚園子育て支援地域開放事業補助金。これは幼稚園に出されるものです。その下、1つ飛びまして人間ドック事業の補助金などがございます。こちらは4件で6379万円程度となっております。

次に、7ページ目の資料をお願いします。市の施策を実施する上で協働関係にある団体運営や育成に支援するものという大きな区分の中で、最初に、公的サービスを提供する団体に対して市として一定の負担・協力を目的に交付するもの。上から2行目で私立幼稚園運営費。下の認可外保育施設援助経費補助金。これはいわゆるベビーホテルへのものではなく、認可の保育園ではないが、一定の基準を満たしている保育施設に出されるものです。2つ下が民間学童クラブ運営費補助金。さらに2つ下で、武蔵野交通安全協会補助金。また、2つ下で武蔵野市民防災協会運営費補助金。下から2番目の吉祥寺ナーシングホーム運営費補助など18件で、9084万円程度になっております。

Ⅱの区分の中で、次の仕分けとして、市が出資または支援する団体の運営・育成に交付するものが8ページになります。一番上が武蔵野市国際交流協会運営費補助金、下へ社会福祉法人武蔵野運営費補助金、福祉公社運営費補助金、その下が財団法人武蔵野健康開発事業団運営費・事務費補助金などで、8件で6億2309万円となっております。

同じⅡの区分で最後になりますが、特定団体の運営や活動を助長・奨励するための財政的支援を目的として交付するもの。9ページをお願いします。3番目のコミュニティ協議

会補助金。下に介護保険施設建設費補助金、介護保険施設運営費補助金。薬剤師会補助金、医師会補助金、歯科医師会補助金。さらに勤労者互助会補助金。次の10ページもありまして、上から4つ目、武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金、その下、武蔵野市体育協会運営費補助金などがございます。こちらのほうが、31件で、3億3040万円程度となっております。

続いて11ページ、先ほどⅢでご説明した区分としては「市民生活の充実・保障のために個人等に対して交付するもの」で、一番上は、特定の状況に置かれ、特別の負担が求められる市民等への負担を軽減するものが、私立幼稚園等園児保護者助成金。私立小・中学校等児童・生徒保護者補助金、私立幼稚園等就園奨励費。さらに認可外保育施設入所児童保育助成金など10件で、2億8036万円程度でございます。

次に、同じⅢの中で、一定水準以上の生活を保障するために交付するもの、主なものは武蔵野市奨学金でございます。2件で、458万円程度です。

もう1つ、Ⅲの中の3つ目です。市民に対するサービスとして交付するもの。集団住宅共益費補助金。高齢者保養施設利用助成。その下、小規模企業資金利子補給。その下、小規模企業資金信用保証料補助。武蔵野地域五大学聴講料補助、あと保養施設利用補助金などがございまして、11件で、4379万円となっております。

次の12ページをごらんいただきます。

12ページは、国、都が行う政策を実施する手段として団体、個人に交付するもの。Ⅳとして上から2番目の心身障害者通所授産事業運営費補助金。その下の精神障害者通所訓練事業補助金。心身障害者（児）地域デイグループ事業運営費補助金。老人クラブ助成金。一番下の新・元気を出せ商店街事業補助金など、11件で、3億661万円となっております。

13ページ、「その他」でございますけれども、こちらはどれにも属さないということで、基本的に主には小中学校関係で、普通の予算として出しにくいものを補助金という形で出しているような小中学校運営交付金、市立小学校児童活動費補助金、市立中学校生徒活動費補助金など小学校、中学校のもので、7件で2352万円、このような状況になっております。

最初の一頁を見ていただきますと、件数と金額等でそれぞれ割合をお示ししています。必ずしも件数と金額が一致していない状況で、Ⅱ-2などが比較的金額が高くなっているという状況です。件数等は今の説明でご理解いただけたと思います。

また、「新たな市政構築に向けて」の中で、長期間の補助金についての記載がありますが、

いつごろから出している補助金があるのかということで、古いものだけを抽出したものが資料5「補助金経過年数一覧」です。左から5つ目に「経過年数」というのをお出ししております。一番上が57年経過ということで、武蔵野商工会議所事業費補助金です。これは全部ではなくて、おおむね20年程度経過したものを表裏で記載しております。古いものは、納税貯蓄組合補助金が56年、職員共済会交付金が54年、青少年問題協議会地区委員会補助金が51年、市立小学校教職員互助会交付金が50年、商店会連合会事業費補助費が49年です。この辺が古いものとして、さきの委員会の中では例示的に出ていたものでございます。

補助金の依存率も、報告書にはありますが、依存率は、市の補助金以外の収入をほとんど持たないような地域子ども館の運営会議とか、学校全体でなく事業ごとに見ますと、公立学校関係のものは、100%保障という形になります。また、コミュニティ関係なども市がコミュニティセンターを設置し、運営する団体として協議会をつくっております、ほぼ100%となっておりますので、必ずしも比率だけでは見るのはなかなか難しいかなと思っております。

補助金の内容につきましては、この99ページの区分では、こういう形が実態となっております。こちらが前回の委員会の中での議論で出た形での補助金の整理です。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

まず、ご質問が委員の皆様であれば、それをお承りしたいと思えます。何でも結構でございます。どうぞ。

○委員 資料4の補助金の類型表なのですが、この意図というのはどこにあるのですか。前回の報告書の99ページを拝見させていただくと、目的に合致しないものは補助金の支出の妥当性がないというふうな、その基準としてこの類型表を設けられていると理解するのですが、恐らく武蔵野市さんのほうで、頑張ってどこかの補助金を当てはめようというふうなことをされているので、見ようによってはこれは補助金の見直しとか支出の妥当性を検討しているのではなくて、当てはめのほうが優先しているふうに見えるのですね。

少なくとも、「その他」という項目が、きょうの配付されたものでいえば13ページなのですが、この99ページの文言どおりに考えれば、見直しの対象はここに書いてあるものだけだというふうにも読めなくもないのですね。そういう理解でこれは類型化されているの

か。それともさらに類型の中身自体の妥当性も議論したほうがいいのかということ、方針なり考え方なり教えていただければと思うのですけれども。

○事務局 前回の事務事業・補助金見直し委員会ではどういう補助金の議論をしたかというのが、この委員会での質問でございます。類型化は、前回全部は見えていないから次回の委員会を設置して評価してくださいよということなので、抽出するといえますか、幾つかを見る中で、傾向を見るために一部類型化したというふうには思います。

その中で、「その他」というのは、報告書の一番最後に158の団体と40の個人という補助金の一覧が出ておりますので、その辺をこの99ページの中で割り振ってしまうと、どこにも入らないといえますか、確かに無理なものというのを……。ただ、「その他」も前回の委員会の中では一定程度区分できないというふうには表示していますので、逆にこの表示に基づいてこう判断をしてほしいということではなくて、前回こういうふうにやりましたという意味でお出ししています。ですから、逆にこの仕分けで市は判断しているから、その仕分けで補助金を見てほしいという趣旨ではございません。

○委員 仕分けの基準自体も、Ⅰ－1からⅣ－1までというのがありますけど、これ自体も見直したほうがよいとお考えですか。

○事務局 前回の市長の話にもありましたように、全体の補助金を第三者の目で見ってもらう。そのために基準をつくって全体を見てもらいたいというのが、今回の補助金評価委員会へのお願いでございますので、委員さんの中で議論した中での一定程度の基準をおつくりいただきたいと思います。

ですから、この仕分けを前提に議論するのではなくて、逆に補助金の、これは当然先ほど一番最初に説明の中に「公平性」とか幾つかの課題を申しましたけれども、これは前回の委員会で、こういう課題ではないかと。これは事務事業とほとんど同じような視点で見えておりますので、今回補助金の評価をするに当たって、これがすべてだとは思っておりませんので、違う視点も含めて、また分類し直してもいいのではないかとというふうに事務局としては思います。

○委員 端的に、この類型表の基準の考え方なのですが、Ⅰというのは要するに事業費補助であって、Ⅱというのは団体補助であって、Ⅲというのは個人補助、Ⅳは国または都が出資している部分というふうなカテゴライズですか。

そうすると、サブカテゴリー、小分類のほうを見ていくと、Ⅰ－4とかは、ⅠからⅢにも非常に通ずるものがあるのかなというふうになってきて、何か私の単純な頭では理解で

きなかったりするのですけれども、この辺はかなり整合性はとれているのですか。

○事務局 今回この資料をつくるに当たって、全部の補助金の仕分けをもう一回見てみましたが、どっちに入ってもおかしくないかなと感じるものはありますので、必ずしもこのカテゴリーがぴったり、すべて整合がとれているとはいえないと思います。

ただ、基本的にはそれぞれ所管に対し補助金の内容を調べたり、予算の費目担当が理解している範囲の中での整理をした結果で仕分けをして、傾向をお出しするためには1つの手法だと思います。個々の補助金がこっちの区分に入っているからこうだとなると、違うのかなとは思いますが。

○委員長 1点、事実確認をいたしたいのですが、この補助金類型表は、いつ作成されたものでしょうか。前の委員会の議論の過程ですか。それとも今回ですか。

○事務局 委員会の資料としてつくったものが18年の補助金の中に出ています。ただ、それは議論のためではなくて、資料として委員会に出ただけなのです。前回お配りした補助金の一覧とは合っていないので、今お配りしたものは今回の補助金に合わせて作り直しています。

○委員長 私がご確認させていただいたのは、この分類記号ⅠからⅣ、「その他」の分類、中身は別ですが……。

○事務局 分類はそうです。

○委員長 この議論をするときの資料としてつくられたもの。今回新たにつくられたというものではないですね。したがって、前回委員会ではこの資料をもとに議論がなされたということによろしいわけですか。

○事務局 そういうことです。

○委員長 わかりました。

○委員 私もこれはちょっとよくわからないのですが、事務事業というのと補助金と、どういう基準で分けているのかなと思う部分があるのです。非常に単純な質問で申しわけないのですけれども、事務事業と補助金は、どこで分けているのかなと思うのです。

○事務局 補助金のほうからすると、補助金は単にお金を出すときに、市の出し方として「補助金」という名前でお出ししていますよという整理ですね。

○委員 どこに出ていたかちょっとわからないのですけれども、補助金という名目も、本当は事務事業みたいなものもあるような書き方があったと思うのですけれども、単純に明快なものというのはないのですね。

○事務局 補助金も含めた市がやっている全部の仕事が大きく事務事業という、まず大きなカテゴリーがあって、この「個別事業評価」という冊子がお手元にありますが、その中で補助金を執行するという形でやっている事務事業がありますよと。大きくくりで事務事業があります。その中の1つの執行形態として補助金、交付金。ただ、ここにも人間ドックとか宿泊施設助成とか、そういう補助金が入ってきています。ほかにもいろんな保育園とかがある。

○委員長 理解を間違えているのかどうかわからないので、今ちょっと確認させていただいたのは、いわゆる予算執行が、非常に大ざっぱな分類で行くと、直轄でやるか委託でやるか、補助でやるかと我々は理解していたのですが、それでよろしいでしょうか。非常に大ざっぱな話として。

そこの切り分けというのも極めてあいまいで、あるものに対して補助金でやっている場合もあれば、委託でやっているもの、同じ事業であっても、そのときそのときの経過によって、かなり違うものもあるわけですね。

○事務局 施設管理など、こういう建物の、今お借りしているここも文化事業団というところが管理しているのですけれども、以前は補助金で団体に管理していただいた。指定管理者の制度になってからは、建物を指定管理者に委託していますので、お金でいえば補助金が委託金に変わっている。ですから、前回お配りした資料の補助金の15年からの経過で見ると、17年にガタッと落ちているのは、多くが指定管理者制度になったためです。お金は基本的にそれほど差はないのですけれども、補助金から委託金に変わっているというのがあります。

○委員長 もう1つは、大枠で分類すると、直轄と委託補助とで分かれて、その分かれ目というのは、委託補助の場合には主体が市ではないという分け方でよろしいですか。

○事務局 委託は当然市が主体でやるものの事業の一部を相手側にお願ひする。補助は事業の主体も相手側にあるというところの差はありますけれども、基本的にそうです。

○委員長 その切り分けというのは必ずしも明確ではないということでもよろしいですね。

○事務局 そうですね。明確ではないのは、今のご説明のとおりです。

○委員長 もう1つは、私の見た感じですけれども、補助金類型表でIからIVまで、あるいは「その他」までございますが、これは本当に明確な形で分けられるかというのと、なかなかそれも難しいということは、恐らくいえると思うのですが、それもよろしいですね。かなり無理をしている。

○事務局 例えば前回、この会議のときの資料は、補助金の中身が幾つか違っているのので、前回お配りした資料に直すために、今回これをまたつくっているのですけれども、かなり無理やり、こっちに近いからこっちという区分をしているのも事実ですので、きちんと全部もう一回見直すと、区分が入れかわったりということも当然あると思います。

○委員長 前回の委員会の議論において、議論をするに際して、ある種の類型化が必要なので、分けて議論をしたけれども、とりわけこれにこだわるものではないということによるしいですか。

○事務局 はい。

○委員長 どうぞ、何かご質問がございましたら。事実確認だけさせていただきただけです。

○委員 先ほど平成 17 年に指定管理者制度になって、補助金からそちらに変わった、実際は変わらないけれど。これはどういう制度だか、ちょっと説明していただければありがたいのですけど。

○事務局 指定管理者制度というのは、平成 17 年から始まったものなのですけれども、それまでは管理委託という形で、例えば市が、ここは文化事業団という団体が管理している施設ですけれども、そちらのほうに管理を委託するという形で、その際にはこの館を使わせていいとか悪いとか、そういういってみれば許可するその権限というのは相変わらず市のほうにあったのですけれども、指定管理者制度になると、この建物を使っていいかどうかというところの判断までが、管理している指定団体のほうに移ったというような形のものでございます。

そもそも公の施設というのがございまして、住民の福祉に貢献するような施設なのですけれども、そのこの部分の管理というのは、それ以前は公的団体というか市が出資している団体、そういったところだけに限られていたのですけれども、指定管理者という制度を入れることによって、NPO などでも、そういう団体であれば指定管理者になる資格ができて、なおかつその管理者になれば、その館を貸し出す、許可する権限といったらおかしいのですけど、するところまでできるようになった。

あと、武蔵野市ではやっていませんけれども、この施設の利用料金というのは、それまでは市のほうに直接入る形になっていたのですけれども、それを直接指定管理の団体がとることもできる。そういったことによって指定管理者で施設のサービスの向上と経費の削減を図ろうということで設けられた制度でございます。

○委員 ありがとうございます。

○副委員長 1つだけ。今後、この補助金の今の大きな問題になっているやつのようなことをやるのかやらないのかですけれど、切ろうと思えばいろんな切り方が当然ありますけれど、今、例えば何通りも出ますけれど、こういうようなことをやって何か意味があるのか。

○委員長 こういう意味といたしますと。

○副委員長 類型化。

○委員長 類型化する意味があるのか。

○副委員長 例えば行政目的別にやると、それぞれ、じゃあどのジャンルが多いとかはわかるのですが、だからといって、じゃあ何と。あるいは、これは奨励的なものなのか負担金的なものなのかという切り方もとても大事なのですが、これをやって果たして何がと。そもそもこういうものは何に使うのかというのが、よくわからない。

○事務局 今回お示ししたのは、いわゆる傾向をお示しするために類型化したので、逆に補助金の評価としてこれを使ってくださいという意味ではございませんので、今後別に補助金の評価をするのに類型化が必要ないというのであれば、特にしていただきたいというお願いではないです。

ただ、例えば185個のものを個別に1個ずつ見るというのは、現実的にはかなり難しいのかなというところに、補助金を評価する上での類型化という物差しができるのであれば、それが基準となり得るので、その意味での類型化は、やれば意味があるかなというふうには考えます。

○副委員長 特に前回委員会のやつは、全部政策手段、これ以外は認めませんというようなことを書いているのですが、果たして政策手段なのですかねというのものもあるし、どうなのですかね。何かそれこそクラシックに行政分野別にでもやったほうが、目的別にやったほうが、まだ何か色がついていないような気がしますけれどね。

○委員 IとIIの分類というのは、個別に考えることに意味があると思うのです。特定の何かのための直接的なものなのか、それともその団体を維持するためのものなのか、そういう分類に関しては、個別の補助金を検討するときに意味は出てくると思うのですが。

○副委員長 ここまでやるならもうちょっと、今おっしゃったのでいえば、例えば人件費補助か、それとも経常費補助なのか、物件費補助なのか、いわゆる投資勘定的なものの補助なのかというところまでやらないと意味は出てこないのですが、すごく中途半端ですね。

○委員 それは今後のことになると思うのです。ただ、185 ある部分を規則化するというのは、やっぱり補助金の理念なりと施行細則と検証ということになると、これは結論になるかわからないのですが、やっぱり理念的なものど細則というか、そこを分けていかないと、これだけのものを1つの絡みの中で規則化するというのは、とてもじゃないけど、多分無理なのだろうと。

これがいいかどうかは別として、今後の検討になると思うのですが、副委員長がおっしゃったような形にするのか、対象別、費目別にするのか、あるいは目的別にするのか。類型化していかないと。これがいいというふうにいっているわけではないですよ。1つの最終的なところになかなか落ちつかないのかなということはあるかと思うのです。1つの規則でまとめられるものでは、金額的にも非常に大きいものから小さいものがあるし。やっぱりある程度性格別にするのか、金額にするのか、あるいは目的別にするのか、その辺は今後の議論をしていったほうがいいのではないですか。

○委員長 この類型化は前委員会からのご要望で類型化してくれということになったのですか。それとも事務のほうで、資料として整理のために類型化。私の申し上げている意味は、委員会で、ある基準みたいなものがあるって、この類型化をつくってみてくださいというご要望があったのでしょうか。

○事務局 この事務事業・補助金見直し委員会の中では、補助金につきましては、それほど検討する時間がなかったというのがまずございまして、この類型についても、あくまでも補助金の全体像をつかむためにコンサルが仕分けをしたということで、この仕分けの中身について詳しく精査をするということではございません。

ですので、当然のことながら、この評価に従って、この委員会で評価をするということではございませんので、今、ほかの委員さんもおっしゃったように、この類型化をするのがいいかどうか、あるいは類型化した場合に、この内容でいいかどうかというのは新たに考えるべきものであるというふうに考えています。

○委員長 何かほかにご意見ございますか。恐らく、ちょっと違っているかもわかりませんが、経済財政をやっている2人からすると、こういう類型化は余りしないなという感じですか。例えば、目的別とか経費別とかいうある基準に沿って類型化するときにはありますけれども、例えば個人に対してとか団体に対してというのは意味があるのだろうかというのが、恐らく同じく持っている印象のように思います。前委員会の何か意図というか目的に沿ったものなのかを確認させていただきただけです。

さて、どのように進めればいいのかということなのですが、結局状況を伺って、補助金評価の基準あるいは今後の進め方の問題になるのですが、何か。今日すぐ決めるということよりも、どのように進めたらいいかという点についてご意見を自由にお出し下さい。

○副委員長 もう（３）でいいのですか。

○委員長 どうでしょう。（２）の状況について、何かご質問ございますか。細かいところに入るのもなんなのですが、何か質問があれば。

○委員 （３）に入る前に、ここの問題の根源というか、さっき委員長が直轄、委託その他補助というふうに分けましたけど、補助の目的そのものは一体何なのよというのをもう少し議論しなくてもいいのかな、このあたりがフリーディスカッションしておいたほうがいいのかなど。

単純にいうと、１つの例示としてちょっと質問させていただいたのですけれども、平成17年度のこの前の資料の中で、市が100%出している運営費、いってみれば団体があるわけですね。そこに補助金を出している。この補助金というのは一体何なのかと。単にそれは内から外へ出しただけと。そうすると、その中で、その部分の団体の予算管理というのはどうなっているのだと。補助金というのはその予算の中でどういうふうに組み込まれているのか。それに対して市はどういうふうにかかわっているのか。そのあたりのことが、ここにはPDCAとどこかに書いてありましたけれども、PDCAサイクルをもし完全にやろうとすれば、それこそ3年レンジ、何か長期レンジの中で予算と実際の支出の中でどういうふうに補助金が使われているのか、予算がどういうふうに組み込まれているのか。市の主管業務だけではなくて、市がコントロールしている業務だけでもそれはやらないと、実際の補助金の性格というのはわかってこない。本当に補助金というのは一体何なのよというのが、どうも判然としないので、そのあたり、基準づくりに入った中でやってもいいのですけれども、フリーディスカッションしておかなくていいのかなという感じはするのですけれども、いかがですか。

○委員 単純に交付金規則を見ても、なかなかはっきりしないのです。実際に、これで25億ですか、30億使う……。

○委員長 補助金の目的あるいは、なぜ補助金を出しているのか。

○委員 さっき、例えば経過年数で57年補助金を出していますけれども、どういうことでこれが出ているのか。武蔵野商工会議所事業費補助金が60年、個別要綱で出ていると書いてあるのですけど、60年という形でこれが出ているのかというのが……。ここにおける

補助金というのは一体何なのか、この交付金規則で、単に出してしまっただけで終わっちゃうのか、性格づけはできませんということなのか。できないということであれば、もう次に進む以外ないのですけど。

○副委員長 無責任な私のほうでちょっと勝手なことを申し上げたいと思うのですが、理論的にいうと分けられないことはないです。ただ、現実にはかなり当てはまらないものがありますから、どう判断するかは、さっきの分類と似たような話にだんだんできて、ただ必要だろうとは思いますが。今の例えば50年、60年というのは奨励するような補助金ではありませんから、単純に分担金みたいな考えを持つしかないのしょうけれど、商工会議所とともに、商工会議所も公共的な存在なので、市としてもその経費については分担するということなのしょうけれど、果たして1個1個やってくると、本当に合ってくるのか合っていないのか、またぐちゃぐちゃになってきましてというのが一応の現状なのです。

ただ、1つ、私は今のご提案、とても大事だなと思うのは、市長も今の補助金を何も全部整理できなくても、何かこれからの時代に向けて、新しい言葉ですとか、新しい考えで武蔵野市の補助金はこれですよということを多分まとめてほしいのかなと前回思いましたので、その意味では、どういう補助金を出す根拠、目的、意味、それが経済的、社会的、政治的まで含まるのでしょうけれど、いろんな意味で少し分類を試みるのも1つかなというふうに私も思います。何もなしでこれをやっちゃっても、後で申し上げようと思えますけど、前回委員会もこの公平性だとか何だとかというのかなりいいかげんで、何だこれみたいに思うものもたくさんありますから、その意味では最初に少し、今年の委員会で補助金というのは何かというのは、やっておく必要があるかというふうに思います。

○委員長 ほかの方、ご意見ございますか。

やはりそこから話を始めないと、恐らく資料4の補助金類型表は何なのか。あるいは、前回委員会の公平といっているけれども、何なのかということは議論できないのかもしれないと思います。

1点だけまた確認させていただきたいのですが、この経過年数の問題というのは、前委員会ではどうして出てきたのですか。長いのは余りよろしくないということなのですか。

○事務局 一応長いことによって形骸化しているだろうとか、もらっているほうの団体としてみれば既得権化しているのじゃないかとか、そういう問題意識だと思います。

○委員長 恐らくそういうことですね。

前委員会では、今委員がおっしゃったような、例えば分担金であるとか負担金であるとか奨励補助金であるとか、そういう視点はとらえていないようだと思いましたが、それでよろしいですね。そうすると……。

○副委員長 大分違うと思います。全部が政策で、それぞれ意味があるようなことを……。

○委員長 行政マネジメントみたいな視点から……。

○副委員長 ちょっと視点が偏っている。

○委員長 視点からやられているような印象は受けますね。

ただ、それを受けているので、そこから出発しないといけない部分もあるのですが、どのようにいたしましょうか。これは皆さんのご判断に従いたいと思います。議事を進める以前に、皆さんがどうお考えになるかに沿って進めたいと思っております。いかがいたしますか。議論に入りますか。どういうものに補助金を出すべきかという議論をいたしますか。

○委員 前委員会の議論を見ていて、よくわからないなと思ったのは、確かに必要性があって、先ほどの20年の話も、20年以上たって形骸化して必要性がなくなっている、そういうお話だと思うのですが、必要性という話をすると、恐らく明らかに必要性がない、公益性が全くないというものはそもそもないのじゃないか。これは前回いただいたリストを見た限りだと。

ただ、必要性といっても、我々の生活に物すごく身近なものから、それこそ物すごく世界レベルの話まで全部含めて補助金という一くくりになっているので、それを同じ基準で判断するのかなというのはちょっと難しいかなというふうには、前回議論を見ては感じました。必要性とは、じゃあ何なのかというところを聞かれると、よくわからないなというのが正直なところでは。

○委員長 少しフリーに議論いただく以外にないですね。どうしようか、どのような方向で進めるかという議論ですので、「必要性」もそうですし、「公平性」も恐らく皆同じなのかな。

48 ページに補助金の見直しの幾つかの視点がございますね。まず経過年数が問題となっていて、民生費に関連する、それから上位20団体で7割を占めている、運営費への補助金が3割を占めている等々……。

○委員 1つ質問してよろしいですか。補助金の額というのは、これは起案部というか、そもそもその予算の中でどういうふうな位置づけ。額が決まるのですか。それとも一般会

計の中で率で決まるのですか。額で決まるのですか。あるいは各部から上がってきたものが個別的に結果として25億になるのか。あるいは、前もって25億なら25億というある程度の枠があって、それを議会なり何なりで最終的に。その辺のプロセスはどうなっているのですか。

○事務局 簡単にご説明いたしますと、基本的に補助金の第一次の査定の権限を持っているのはそれぞれの主管課なのです。例えば商工会議所の補助金については、生活経済課という課があるのですが、そこで査定をする。要するに、その団体からこういう補助が欲しいというものが来まして、主管課のほうで必要経費について判定をする。それをまた財政課のほうに、全庁から上がってまいりますので、それを積み上げていくという形になりますので、総額25億とか30億が決まっています、その中で割り当てる、そういうことではないです。

○委員 そうすると、最終的に、体系的に見られるのは財政課が25億なら25億を俯瞰的に、最終的に見る、予算化していく、こういうことですか。各所管部は所管部として各団体から補助金という名目で申請を受ける、こういうことですか。

○事務局 最終的な意思決定としましては、補助金についてはすべて市長まで目を通すという形になっております。ただ、実際的な話をしますと、市長が補助金の支出のすべてに細かく目を通すということは当然できませんので、例えば増減部分、前年度と比較して増えたり減ったりした部分について、我々の説明を聞きながら判断していくという過程をとっています。

○委員長 手続上の問題をちょっと勉強させていただきたいのですけれども、予算化されたものに対して市長が最終的に決裁しますね。予算に載りますね。その前段階に各団体から毎年申請書が出されるわけですか。

○事務局 新規補助につきましても要望が出されるという形になると思うのですが、通常経常的に支出している補助金につきましても、来年度も引き続きという形で、特に要望が出されるということではないです。

○委員長 引き続き具体的なお話で恐縮ですけれども、予算執行自体はその団体の何らかの口座が設置されていて、そこに公金として振り込まれるという形ですか。

○事務局 予算の確定した段階では、各団体からそれぞれ、ほとんど個別に要綱がありまして、事業計画と一緒に補助金の請求書をいただきまして、書類上、市長まで決裁を上げて、その補助金を出す。予算は補助についての決定を受けて、その請求元の口座に振り込

む。現実的にその団体に振り込むという形です。その後は、年度が終わった段階で報告書を各団体から、補助している主管課は受ける。

○委員長 出納上は市のほうでは個別補助金ごとに。出納簿ということは今はないでしょうけど、何らかの帳簿あるいはパソコンの中に入っている帳簿で管理をしている、予算管理をしていっている。最終的に出されたものは決算あるいは監査を受けるわけですが、その書類をいただいて、監査という形でよろしいですか。

○事務局 ええ、それぞれ。

○委員 ちょっと気がかりだったのは、補助金で経常的に出ているものとスポット的なものと、その区別は、新しいものは申請してもらうけれども、そうでないものは査定みたいな、査定とっていいのかどうなのか、市サイドのほうで決定するということだったのですが、その区別はどこで、どういうタイミングでするのですか。

○事務局 例えば要望の段階で、この事業については3年間で終了するというので、そのうちの何%を補助してほしい、そういうものもございます。例えば、日赤の病院が増床するので、補助をもらいたいというものは、最初の要望の段階から何年間ということを決まってくるわけですが、先ほどから話題になっているような古い、もう何十年も続いているような補助金については、それはもともとのいきさつがよくわからないものもございまして、例年経常化してしまっているという感じだと思います。

○委員 その細目は、年度の終わりに報告書として、それが物件費なのか人件費なのか、あるいは事業費なのか、その辺の部分については、市としてわかることになっているわけですか。

○事務局 補助金を出している団体からはすべて団体の決算書、それから当然補助金を支出する前には予算書、それは全部もらっていますので、どういうところに補助金が充当されているかというのは基本的にはわかるということです。

○委員 私はこの補助金をもらうほうの団体の、158 あるうちもらう側の立場を何回かやっているわけです。

今のお話のように、最初幾らというふうに決まるのは、どこで決まっているかわからないのですが、例えばこの団体は市から補助が200万円もらえるとすると、毎年200万円もらえるということで、市にそういった一応予算書を出して、終わってこういうふうに使いましたという形で報告書を出すということですから、その中身について、これが人件費だったのか、ほかの事務費だったのかということは別に問われるわけではないです。

ただ、ここでやっている上位、大きな何千万というのは、かなり予算を検討して、これでどうだろうという形でやっているようですけども、そうでないような団体はもう500万円来るという前提で予算組みをするわけです。

ですから、ここで武蔵野市の補助金支出の問題点ということで、補助金に過度に依存している体質云々で、既得権化しているのじゃないかということと全くそのとおりで、私、もらっているほうの立場から、要らないのじゃないかと思って、そういうのが何回かあるわけです。自分は要らないというようなことを申し出ても、役所としても困るわけです。もう既にそれは予算化されちゃっている、もらってくれというわけです。

前の検討委員会は、もし聞き取りだとかいろんなことをやれば、そういうのは必然的に出てくると思うのです。ですから、やっぱり既得権化は完全にしていると思いますし、長いのもそういう部分もあるでしょうし、そうでないのもあるので、評価を見直せというふうにいっているのかなというふうに、私はとっています。

ですから、ほとんどがもう既得権化されているのじゃないかしら。もう予算はこれ、市からいただけるのはこれと大体、何か特別なことをやらない限り増額では出さないですね。

○委員 今の補助金の積み上げ方からすれば、各部署が申請を受け取って、それが財政課ということでは、そういうのが実態化しているのでしょうか。

○委員 多分、毎年調べると同じ金額だと思いますよ、大部分が。

○委員 初年度というのは何かしら根拠があって、例えば人件費が幾らだから、その半分を補助してほしいとか、そういう形で申請してくるのでしょうか。

○委員 それは法規則の補助に基づいた補助の額だとか支出予算というのは多分出されると思うのです。私が役所みたいな話をしてもしょうがないんですけど、それがその後も拘束されると思うのです。

先ほど事務局の話しでちょっとぎょっとしたのですが、新規のものは要望書は出すのだけれども継続のものは出さないという趣旨でご発言されたと思うのです。でも、この規則に基づくと、新規だろうが継続だろうが、出すことは出しますよね。補助金等交付規則に基づけばそういう対応をされているはずだと思うのです。

○事務局 申請書と要望書、ちょっと言葉の問題のようですが、申請書は必ず出ているのです、補助金の。要望というのは、予算を積み上げるかなり前の段階から、例えば、これだけ下さいという要望が各団体から毎年出ているかということ、そうではない。

○委員 恐らくその要望書をどの段階で出すというふうになっているかによって、多分もう既定事実としてこの枠は特定の団体の予算化していますよという予算の仕組みの中のローテーションに入っているのじゃないかと思うのです。要するに、予算を積み上げるかなり前の段階に、各団体がこの要望書を出すという予算のタイムスケジュールを組んでいけば、ちゃんと積み上げ可能なのですが、多分もうかなり喫緊のところでは要望書をとにかく出してください、申請書を出してくださいといっても、もう枠が決まっている。ブレているタイミングで出しているのじゃないのかなと思うのですが、どうですか。ちゃんと積み上げのスケジュールを組みながら……。

○事務局 団体によっては、かなり前の段階から、毎年こういうことをしたいのでという要望を出す団体もあるのです。先ほど委員がおっしゃったように、要らないという団体は多分出していないとは思いますが、それぞれ所管の課では必要な補助金として財政課のほうに予算要求をしていますので、その中では要望書を出さなくても、補助を出している団体との関係の中で、来年も補助が必要だという判断を各所管の課はして、財政当局に予算要望をしている。

それとは全く別に、所管がどこかはわからないけれども、市に補助金を下さいよという新たな団体もありますので、そういうものはいきなり市長のところに要望書を出すようなところも当然ありますし、そういう意味では予算のタイミングではなく、一年じゅう受けているといったら変ですけれども、うちの団体に補助金をくださいとか、こういうところへ援助してくださいというのは、要望としてはあります。この補助金交付規則に基づいてやるというのは、事務のシステムの部分ですので、これは各団体が実際には必ず申請書、時には予算書とか事業計画書を出して、補助金の申請をして、結果、その後終われば事業報告書と決算書等を出すという形にはなります。

○委員 所管の補助金の根拠はどこにあるのですか。前年度ベースで補助金の要望額の根拠を出しているということですか。

○事務局 そうですね、基本的にはそういう話です。

○委員 それは要するに、団体からの要望は全く酌んでいませんよね、今の話だと。前年度こうだったという事実はあるけれども、今年度必要はないとお考えの団体からは聞いていないことになりますね。

そうなってくると、もううちの団体は今年はそんなに要らないのにとはいけれども、予算が降ってくる結果になってくるという、ある意味補助金自体が形骸化しているのじゃな

くて、予算のローテーション自体が形骸化しているのじゃないですか。

○事務局 ただ、例えば所管の課が要らないよと判断していたら、当然要望してこないのです。補助金を出している団体と、それぞれの主管の課は一定程度やりとりが日常的にありますので、その中で例えば団体の構成員の中で、この補助金はなくてもやっていけるといってお考えのところもあるかもしれないですけど、団体の代表者が補助金は要りませんよという話になれば、当然全体の予算への縛りもかけていますから、ほかに予算を配分できますので、そういうことはないというふうには理解しているんですけど。

○委員 各所管、ちゃんとやられているのですか。

○事務局 ですから、各所管で予算を要らないという認識は、まず間違いなく、ないですね。

○委員 ちょっと誤解されるといけないのですが、今のお話のように、団体としてはこれだけもらうということで、そこから振り分けがあるじゃないですか。そうすると、もうやっていないから要らないという先ほどの話です。その部分だけ返上しに行くと、いや、そういうわけにはいかないという話ですから、団体として要らないということではないです。

○委員 それはもう、わかっていますけど。

○委員長 その内容に関して、事務的な話がかなり大きいので、実際に予算過程の中でいろんな種類によってどのように予算化されているか、あるいは補助金が決定されているかという、これもいろいろな類型があると思います。各部局で必要だということで予算化しているものもあるでしょうけど、そこは次回、ちょっと説明していただけますか、整理した形で。個別にいろいろご質問が出ていますけれども、多分いろんな種類があるのではないかと思います。最終的には決算まで行くわけですが、どのような監査がなされているか。

○事務局 フリーディスカッションということ踏まえれば、今の委員長のご指摘が、これから切り分けていくための1つのキーになるのか。どういうふうに決定していくかということが。

団体への補助を決めていく過程において、各団体で補助金をもらっているのは必ず翌年の5月とかに決算の総会を開くのです。そこで各担当の所管の課長などが行くと、1つの例ですけれども、来年度もよろしくみたいにいわれて、それはその団体の運営の一般財源化して、ある意味既得権化している。もう1つのファクターとしては、特定の事業を執行するためのいわゆる特定財源として入ってくる。それはそれで別の決定過程を予算編成上

していく。

他には個人補助なのですが、役所の側が一定ルールを決めて、保養施設利用助成金みたいなにして、ニーズがあるから出し続けるのもあれば、私立小中学校にお子様を通わせている親御さんの団体からは、毎年議会に陳情が出て、公立と学費格差があるから、その分下さいみたいなこともあって、これについては例えば一般財源化していったら、ある程度長くなって既得権化していったものはどうなのかの判断のきっかけにはなるのかと思います。

○委員長 私が申し上げたのは、既得権化という言葉が盛んに使われているのですが、その意味が余りはっきりしていないということと、それから全体の事務の流れがわからない状態で議論するのもどうかと思ひまして、恐らく色々な種類があるだろうけれども、どのように決定されていて、どのように最終的に決算になっているかということ、まず知るべきかとことです。

○副委員長 一言いいですか。私はこの部分は、今年の結論の1つの重要な論点というか結論になるのだろうと思います。それを今、事務局がおっしゃったように、要求が仮に、それこそ既得権とか不当な要求をやるときの切る材料にはなるのですが、逆の立場で普通の市民からすると、幾ら規則とか基準をつくったって、予算査定をしっかりやっていないじゃないかという話になるわけです。

そうすると、私は基準そのものは当然この委員会でまた今年やらなきゃいけないのですが、それと同時に、じゃあそもそもその基準を使ってしっかり仕事をするのかどうかということももう1つの結論としてかかわらざるを得ない。去年の委員会も書いていらっしゃいますけれど、やはりその2つは分けてやらないといけないだろうと思うのです。

公務員の立場からいわれると、今事務局がおっしゃったようなことだし、市民の今のご時世の疑いの目からすれば、基準と別にちゃんと基準を守って、毎年でも、あるいは2年に一遍でも3年に一遍でも予算査定をなさないとということになるのかなと思います。

○委員長 議論を進めていくのに際して、委員が先ほどご発言なさったように、やはりそもそも補助金とはというところから積み上げていきませんと、まずい部分もあります。今日、つくり上げられるわけではないですけども、前回も申し上げましたように、この「新たな市政構築に向けて」の議論を踏まえてということがミッションですので、この議論と、市長がご発言なさった新しい武蔵野市のための補助金制度を考えて、どういうことに補助金を出すべきかという大きな議論を一度せねばならないと思います。もし今あれば、そこ

から入って、次回はその手続も踏まえて。少し別の話の副委員長のご発言はどのように組み込めばいいですかね。今私が話した補助金とはという話と。

○副委員長 委員長がおっしゃるとおり。待っていましたが、それをおっしゃるのを。

○委員長 副委員長のご発言をどうでしょうか。予算査定の問題ですが。

○副委員長 それは、ですから補助金の理念と基準をつくってから、その具体的な事務の担保としてというか、やる上での重要なこととしてご議論いただければよろしいのじゃないですか。

あるいは、そこの何かよっぽど、失礼ですけれども、いいかげんなことをやっていて、それを何か基準の中に取り入れなきゃいけないというのであれば、先に議論が必要ですが、そうでないということであれば、補助金の理念と基準をやってから、それをどう実際に実現するかということであればよろしいのかなと思いますけど。

○委員長 実際には議事の「基準について」に入る前で少し議論が始まっていますが、少なくとも次回、手続だけちょっとお教えいただけますか。

フリーディスカッションで、補助金はどういうものに出せばいいのという議論、これはうまく議論がまとまるかどうかは別にしまして、一度……。

○委員 その前に1つ確認したいというか教えていただきたいのは、この資料3で「補助金支出は、市が掲げる政策実施の手段の一つである」と書いてあるのですね。この「市が掲げる政策実施の手段の一つ」というのは、どの程度の重みというか、これ自体、市としてはこの辺がどういうとらまえ方をしているのか。このあたりはどうなのですか、逆に。むしろ事務局サイドにお聞きしたいのですけども。

つまり、これは課長レベルなり部長レベルなり、さっきの手法でいうと、補助の要望があって、それをとらまえてその所管部が決める。それは要望だけではなくて、市の政策として、さっきの幼稚園ですか、それは市の政策の一環として、主管部が決めることなのでしょうけども、そもそもそういう主管部が政策実施の手段の1つである、この辺のコンセンサスというか、どの程度皆さん考えておられるのか、その辺がわからないと。あるいは、さっきの4分類に分けて市の皆さんが考えているのか。そうじゃなくて、実態的に過去からのものを積み上げて、あるいはスポット的なものは新たに切り分けて、これは補助にしよう、一般財源の予算から出す、その辺を決めておるのか。この辺の「政策実施の手段の一つ」というのは、一体どういうふうにかえたらいいのですか。

○事務局 答えになるかどうか、ちょっとわからないのですが、ここの「市が掲げる政策

実施の手段の一つ」という記載は、先ほど委員から、これはおかしいというご指摘もあったのですけれども、ただ「政策実施の手段の一つ」であることは多分そうなのだろうというふうに思っております。例えば簡単に言ってしまうと財援団体と称しているいわゆる財政援助出資団体、これは市がつくった団体で、一定の補助金を支出しておりますけれども、これらについては、やはり市が実際に行う仕事を補完するという意味でもともと設立した団体ですので、これはやはり市の政策実現の1つの手段として補助金を出して、その団体を育成しているということだと思っております。

じゃあ、この団体がなかったらどうなのということになりますと、例えば武蔵野市でいいますと、福祉公社というのは先駆的にリバースモーゲージというのを日本で先駆けて行っているのですけれども、これは市が直接行えないことを代わりに行っているということですので、そういう点でも一定の政策は実現されているのかなと思っています。

○委員 その切り分けがどうも不明確なのではないか。したがって、補助金の性格が不明確になってくるのだろうと思うのだけれども、補完関係にあるということであれば、さっきから出ている、しかもそれをさっきのコミュニティーセンターなり何なり100%の出資であれば、ここに掲げているPDCAをやろうという部分からいえば、市のコントロール下にある外郭団体は、じゃあその予算がどうなっているのか、それがどういうふうの実施されているのか、その評価はどうなっているのか、その上で予算が決められていくべきものだろうと思うのです。それはそうじゃなくて、財政援助出資団体の予算は予算、補助は補助という切り分けで「政策実施の手段の一つ」であるということになると、そこは非常に言葉のすげかえというか、一見論理的に積み上げているのだけれども砂上の楼閣というか、つじつま合わせというか、それはやっぱりそのところの徹底さみたいなものがないと、補助金の性格というのはなかなかあいまいもことしたままで終わってしまう。言葉としてはきれいに出来ますけど。そのあたりのことをもう一步、この委員会で踏み込むのかどうなのかという問題はありますけれども、そのあたりのことがどうなっているのかということも1つの問題点としてあるのじゃないかという気がしますけど。

それは市の皆さん方がどうこうということではなくて、システムとしてそうなっているのではないかと。だから、非常にエアポケットに落ち込むと。

事前にちょっとご質問しましたけれども、この前もらった平成17年1月の財政改革委員会の中の46ページに、「財政支出援助の再編等の対応について」と書いてあるのです。対応しなければいけないと書いてあるのですけれども、さっきの予算額を見ると、相変わら

ずそれほど大きな変化はないのじゃないかと思うのです。指定管理者制度の費目は変わるにしろ、そこは予算をどういうふうに市として管理して、それを見届けて、次の予算の中で補助金がどういうふうに有用に使われているかということまでフォローしないと、今のスクラップ・アンド・ビルドみたいな形のものにはならなくて、1回補助金が出ると、そのところはなかなかフォローし切れないというようなことになってしまうのではないかと。そのあたりの補助金の執行部隊というかチェック部隊というか、そこまで補助金の性格と相まって議論しないと、この議論というのはなかなかおさまらないのかなという感じがしますね。

○委員長 これはもうフリーディスカッションで、委員のお名前を挙げるよりも、自由に議論をしてみてくださいとありがたいのですけれども。どなたでも結構です。

○委員 自由ということですので。どういうものが補助金で望ましいのかというのを考えていくと、例えば今日配付されていますNPO法人に対する補助金制度、これは提案型の補助金の仕組みだと思うのですけれども、これなど拝見させていただくと、これは事業に対して補助金を与えるもので、交付対象外としては、いわゆる運営費的なものに対しては補助金対象にしませんよということをおっしゃっている制度だと思うのです。

前委員会でも、公募型をどんどん広げていきましょうよという提案をされていて、その考え方をもう少し深く考えていくと、事業型の補助金を中心に今後の補助金の組み立てはしたほうがいだろう。恐らく補助金の問題点として、この50ページとか、今日の資料でいえば資料3とかで挙げられているような、形骸化しているとか過度に依存しているというのは、まさに運営費補助の補助金がかかりこういう状態にあるということをおっしゃっていると思うのです。

聖域なく運営費補助は全部やめますということは無理ですけれども、基本的なスタンスでは事業費補助にして行きつつ、しかも時間もかなり明確に、この事業であるから、ある程度成果が出れば、そこで事業の今回の補助はここでやめますというのは、違うかもしれないし、団体からの要求があるのかもしれないですけども、そういう性格の補助金をしていかないと、恐らく前回の委員会の成果の1つである、非常に抽象的ではありますがけれども、問題点を挙げたことに対するより具体的な回答にはなるのじゃないのかなと私は思うのです。だから、確かに委員が少しおっしゃられた運営費と事業費の切り分けはどこまで行くのかと考えていくと、かなり難しいとは思いますが、基本線としては事業費補助を中心に見ていくというのがよろしいのかなとは思いますが。

特に、経年の一覧を見て、色塗りをしてみると、余り事業費補助というのは古いのはなくて、古いうちでも比較的20年とか、どんどん事業費補助がふえていくのを見ていくと、運営費補助はかなり古いゆえに続いているのかなというふうに思います。そこを少し変えるという意味では運営費補助の見直し、これから事業費補助への重点化という姿勢は考えられるのかなと思います。

○委員 運営費と事業費とはきれいに区別ができるのですか。例えば障害施設なんかの補助金なんかの場合に、それは事業なのか運営費なのかという……。

○委員 今の基準というか今の分類では上がっています。それに沿って、多分運営費補助をもらっている団体においても、事業費補助に切りかえてもらうふうな方向性で考えていただくほうにアナウンスするというのはあるかと思うのです。もちろんそれで成り立たなくなる可能性も出てきますけど、その辺をどう考えるかというのがあります。

○副委員長 1ついいですか。余り細かいところを最初から入っちゃうとよくないのですが、今のお話でいうと、さっきから出ている期間の問題でいうと、これは国と地方のように、地方が独立の責任主体である場合なら別なのですけれど、市役所といわゆる民間の人もしくは団体の補助の場合は、民間の人に何年かたって終わったから押しつけるというわけにはいきませんから、余りこの年限は関係ないことなのですね。だから、長いから悪いというわけではない。要は、むしろ見直ししないで来ているということだけが問題。

もう1ついうと、ただそうはいつでも、やっぱり運営費はちょっと漠然としていますから、何か次回サンプルを出していただければいいと思うのですけれど、組織に対して、これも全く同じように監査の問題に結局は行き着くのですけれど、団体で、例えばさっき出していた商工会議所に出しますよということではだれも納得しないわけです、結局は。ですから、商工会議所が何で必要で、そこに対してお金を出さなきゃいけないのかということも、やっぱりやっている内容の個々の事業に対して出すという形に改めて、結局、総額は同じでも、個々の事業を審査した上で出しますよということではいいということですね。そのほうがわかりやすいことは当然わかりやすいですね。

ですから、さっきいったような分類のところも、そういう会計上の使途も含めて分類するというのだったらわかるのですけれども。特に、人件費補助は、それは何という話になりますから、だったら市がやればいいのかということですよ。

○委員長 ちょっと基礎的なことで申しわけない。今、副委員長にもちょっと伺ってみたのですが、48ページの一番下に運営費への補助が3割以上、これはどの数字を拾ってき

て運営費といっているのですか。つまり、私の頭の中で、事業費補助と運営費補助というのが、すきっと分かれるものなのか疑問でして。

○副委員長 ちょっと微妙。

○委員長 ある団体に対して出された場合に、それはある場合に運営費補助になっているし、ある場合には事業費補助になっている。

○事務局 委員長がご指摘のとおりで、かなりあいまいな部分なのですがけれども、実際に補助金の予算づけをするときに、何に対する補助かという分類をしているのですね。事業費なのか運営費なのか混合なのか、そういう予算分類をしていて、それに基づいて、たまたまといったら変なのですけれども、分類化した結果の数値だということで、じゃあ先ほどいったように、福祉施設みたいに運営費なのか事業費なのかというのは、多分見た人によってもかなり分かれてしまうかもしれないような、担当者によっても同じ答えにならないかもしれない部分があります。ですから、この何割という部分のどれを拾って何件になったというのは、そのときの集計を見ると、確かに拾えるのですが、余り意味はないのではないかと思います。

例えば平成18年度の補助金に置きかえようと思ってみると、ぶれもありますし、全体の方向性はそんなにずれないのですけれども、じゃあ35%が30%になるかという部分の中では余り意味はなく、委員長ご指摘のとおりです。ただ、補助をつけるときの予算づけのときには事業費なのか運営費なのかという区分をしているので、その中から拾い出しています。

○委員長 具体的に恐縮ですが、例えばこれに補助金を出した場合ですね。

○事務局 それは事業費です。

○委員長 ただ、この中に人件費が入っていますね。対象としては補助金にならない経費として人件費ではないから事業費、そういう切り分けですか。

○副委員長 もう1ついうと、これは事務事業評価とかとまたかぶってくるのですけれども、事業費補助の場合には一応事業の効果ははかれませんが、一応事務事業評価と同じような意味で、定量的か定性的かわかりませんが、成果発表はできる。ところが、運営費補助となっちゃうと、じゃあ例えばさっきの商工会議所ばかり出して申しわけないですけど、商工会議所の存在の効果は何だという話になっちゃうわけですね。

ところが、それぞれの個々の中小企業何とか事業というのであれば、一応ちゃんとこれをして、この効果がありますよということを少なくとも文書でいえる。その意味のほう

が透明じゃないですかということ。

○委員 団体の運営費に対して補助金を出しているということは、その団体がやっているすべての活動が武蔵野市の公益に沿っている、そういう判断をしているという理解でいいのでしょうか。

○委員 そういう判断をすれば、みんな事業費になっちゃう。

○委員 そうしたら、もうそういう団体のコストは全部事業費。

○委員 だから先ほど僕が事務事業と補助金とどうやって分けているのだとご質問したら、要は全体の中で、ただ補助という名目を出しています。多分それが正解だろうと思っているのです。だから、明快なものはないのじゃないかと思えますけどね。

○委員 負担率というのも、100%なのか50%なのかというのも。

○委員 余りそういうふうにやると、本当にそうなるっちゃうのです。

○委員 申請された予算の50%を補助すると決めたときに、その申請された事業費が本当に事業費だけなのか、運営費なのかという切り分けがあいまいだと、その50%、こういう率というのは余り意味を持たなくなるのですかね。

○委員 先ほどから商工会議所のお話をされていますけれども、私もちょっと商工会議所に関係しているのですけれども、どちらでもできると思うのです。

いろいろな事業を確かにやっています、ひもつきではないけれども、これに使っていますといたら、何でもできて、それに対する効果の確認も評価もできるのです。そのぐらいろいろな事業をやっていますから。じゃあ、それが運営費なのか、事業費なのか。一般財源化されていますからね。

○副委員長 内部的にはぐちゃぐちゃになりますけど、それを一応原則にしておかないと、補助金として何でもありになっちゃいますね。

○委員 おっしゃるとおりだと思うのです。

○委員 20年度の補助金申請募集の中で、これは交付について逆に団体の構成員に対する人件費というのは入らないと書いてありますけども、例えば調査に要する経費というのは、ほかに委託すればそこに人件費が入っていてもオーケーなのか、あるいはその調査に要する研究費みたいなものがここに入った場合に、それは人件費だから、その人の給料等はカットするのか。この団体の構成員に対する人件費を入れないというのは、これはどういう意味合いなのですか。まさに事業そのもので人がいないとできないという部分が。

○事務局 これはNPO法人に対する補助なので、いわゆるNPO法人の構成員が、自分

たちの例えば人件費として使うものはだめですよ、ある事業に対してこれは補助している……。

○委員 例えばその事業をやるときに、それは当然投下時間というのはいかかりますね。それは対象にならないと。

○事務局 そうですね。その投下時間に対して自分たちのもらう報酬、それは対象にはしなないです。

○委員 しないと。

○委員 これは私、ちょっと聞きに行っていたのですが、説明というかプレゼンを聞いていただけなので、決算書等々を見ていないので、詳細はわかりませんが、説明した範囲の中では、その団体の維持費に関するものは入れていないような見積もりがプレゼンで出ていました。出ていた中では、人件費といえば、例えばシンポジウムをやり、そのために講師を呼びます、そういうものの講師に対する報酬ですとか、そういったものが挙がっていましたね。あとは、調査するとき、ボランティアのような人を呼んで調査するみたいですが、そういうときに、お金ではなくて、エコバッグか何かを渡す、そういう形のものの経費とか、そういったものが挙がっていました。

○委員長 構成員に対する給与はいけませんということですね。

○委員 そういう点で見た限りでは挙げていなかったです。

○委員長 1つ教えてください。今日いただいた7/13ページで、私立幼稚園運営費と私立幼稚園園外事業費、2つありますが、片一方は運営費、片一方は事業費。同じく七百数十万円ぐらいの規模ですが。

7ページの上から2行目、3行目。幼稚園に対して同じ700万円程度のものが運営費、事業費で出ていますが、これは。

○事務局 下のほうは本当の事業費なのです。要するに、私立幼稚園が子供たちを連れて、例えばバスでどこかへ出かけて事業を行うようなものに対する補助ということです。

上は、それこそ本当に運営費でして、これは例えば子供たちの人数ですとかクラスに応じて掛け率で補助をするというものです。要するに、これはあくまでも私立幼稚園の奨励のために出している補助金ということになります。

○委員長 出す中身の費目が違うわけですか。例えば人件費はこちらから出してもいいけど、こちらは出してはいけない、そういう形になっているわけですか。次回までで結構なのですが、ふと気づいただけで、重い意味は全然ありません。

○事務局 園外事業というのは、先ほど申し上げたように、要するに何月何日にバスを借りて、どこどこに行きますという形で、それに対する経費ははっきり把握できますね。それに対する補助というふうに単純にお考えいただければいいのではないかと思うのですけど。

○委員長 私がご質問したのは、委員から事業費補助のほうはというご意見もあったので、仮にこれが1400万円の事業費補助になると、何が起こるのかなと。

○副委員長 これは無理です。

○委員長 知りませんが。

○副委員長 原則としてです。

○事務局 事業費の補助というのは、遠足に行くのに当然バスが幾らかかるとか、入場料がかかる、そういう遠足の費用的なものを積算して、それを補助するような個別の、行き先が全部、お金の出し先がわかっているような形。当然、さっきの講師謝礼みたいなものがあるかもしれないのですけども。運営費補助というのは、本当に幼稚園を運営するために事務の人がいたり、先生がいたり、光熱水費がかかったり、そういう総体の中の1%にもならない部分ですけども、0.何%ですけども、それを一定の基準、子供数、クラス数みたいな基準で補助している。逆に全体の中では使われているけど、これを補助したら何がよくなった、何の部分に使われたというのが、ある面では電気代の一部であったり、先生の給料の一部であったりという部分が運営費補助という形です。

○委員長 私は委員長として発言しているのではなくて、要するに1つの事業をやるときに、両方合わさってやるものがほとんどで、特殊な場合は別です。例えばイベントみたいなそういう事業の明確なものは別にして、そうきれいに分けられるのかなという感じがしたもので。

○副委員長 実際は難しいですし、やるとこれは補助件数がやたら増えるのです。多分4倍とか5倍とか、場合によってはなっちゃう。事業費として全部分けていけばです。

今の幼稚園のは、多分一番やりにくい。運営費でやるしかないのだと思いますけれども、下のほうの、例えば「社会を明るくする」とか何とか、この辺のものは、その事業に対してということである程度できるはずですから。できないのもかなりあると思います。

○委員長 いかがいたしましょうか。補助金とはという話が、イメージがわからない部分もある。

○委員長 補助金の目的。事務方のほうで補助金の目的というのは作れますか。もちろん

たたき台でしょうけれども。どうのことを考えて。我々のイメージだと奨励的補助金だとか、そういうのはありますけども。

○副委員長 切り方の定番のやつを幾つか出していただいて、それをもとにして議論すればよろしいのじゃないですか。

○委員長 議論してみますか。

○事務局 先生方とご相談しながら次回までに作るということではいかがでしょうか。今、ちょっと具体的にアイデアを持っていないものですから、今ここでできますとはなかなかいいにくいのですけれども、今までの先生方の発言を含めて、先生方にちょっとご相談いただきながら、たたき台といいますか、議論の素材をお出しするという形ではしたいと思っております。

○副委員長 それをもとにして幾つかの分類があって、どれとは決められないですけど、これはこういう分け方があるのではというので、皆さんが大体これでわかりやすく納得できるねというところをつくっていただければよろしいのじゃないですか。多分去年の委員会はそうやっているのじゃないですか。かなり偏っていますけど。

○委員長 今日の委員のご意見のように、例えば事業・運営、そういうことでもいいですけども、ちょっと寄せ集めてみて、補助金を分類して、目的というのがいろいろあるのだろうけれども補助金についての皆さんの意見を集めたものを提案していただけますか。

○事務局 こちらからも各委員にご相談しますが、委員のほうからもいろいろなネタを私どもにご提供いただければ、それをまとめて、一定のそういう議論の素材になるようなものにしたいと思います。

○委員長 その過程で基準が少しは見えてくるような気がしますので、委員のご意見をいただけて。次回までにメールで結構ですけども、皆さんとやりとりをしてみたいと思います。

もう1つは、具体的な事務の流れみたいなものが、いろんな問題の原因になっている可能性があるんで、そこはぜひ勉強したい。この2点を次回に向けて作業としてやらせていただければと思いますが、いかがでしょう。

○副委員長 次回までをお願いなのですが、都のものに相乗りというか、都が出しているものですけども、これはかなり強制ですね。これはもういじれないのですか。国のは余りないけど、都のは結構ありますね。都の補助金制度。あるいは交付金となっちゃって、これもまたわけわからないのですが、都が出しているのはつき合って三多摩も出さなき

やいけないのですか。

○事務局 福祉などは結構、基本的に受益者がいて、都の費用負担を市にどれだけ求めるかみたいな部分ですので、なかなか市の選択というのは現実問題としてはないですけども、今、副委員長ご指摘のように、交付金化されているものもたくさんありまして、実際にはやめても来るお金は変わらないみたいな、財源の割当としてここに当てていますというものも、過去に比べますと出てきておりますので、その部分の中では必ずしもやらなければいけないのかという議論は出てくると思います。ですから、個別補助の部分とは別に、そういう基準の中では、これは市としては余り積極的にやらなくてもよいのじゃないという議論にはなるかなとは思いますが。

○副委員長 そこはもう勝手に無視してもいいですね。石原慎太郎さんにけんかを売っても別に。

○委員長 じゃあ、次回までにぜひご意見を賜りたいと思います。

#### (4) その他

○委員長 それから、事務局より議事録等に関して。

○事務局 お手元のほうに前回の議事録をお配りしております。この後、委員のご了解をいただければ、市のホームページに掲載したいと思っておりますので、大変お手数で申しわけないのですが、今週の金曜日までに確認いただいて、ご自分の発言したのと違うとか、これだと会議の趣旨と違うよという点がございましたら、事務局までお願いします。

○委員長 次回の日程ですが、8月11日の16時から、こちらの場所ですということ。

#### 〔日程調整〕

○委員長 それでは、第1候補ということで、9月11日の16時より。場所は。

○事務局 会場は、後日ご連絡します。

○委員長 それでは、よろしく願いいたします。

### 3 閉 会

○委員長 第2回の委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。